

児童手当制度改革のご案内

令和6年10月分（令和6年12月支給）より、児童手当の制度が下記枠内の内容に変更になります。

① 支給対象年齢の拡大

支給対象となる児童の年齢が、**高校生年代（18歳年度末）まで**となります。

② 所得制限の撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

※児童を養育する父母のうち、所得が高い方に支給されることに変更はありません。

③ 多子加算（第3子以降）の拡充

支給対象児童の年齢に関係なく、**第3子以降の支給金額が3万円**に増額されます。

大学生年代（18歳年度末以降22歳年度末まで）の子について、監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している場合、**「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、大学生年代の子までの児童数がカウント**されます。

◆算定例◆ 【例1】 21歳（大学生年代の対象）、17歳、14歳の児童を養育している場合

児童年齢	算定	支給金（円）
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000円
14歳	第3子	30,000円

【例2】 23歳（大学生年代の対象外）、16歳、9歳の児童を養育している場合

児童年齢	算定	支給金（円）
23歳		
16歳	第1子	10,000円
9歳	第2子	10,000円

④ 支給月の変更

児童手当の支払月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の**年6回**となります。

制度改革にあたり、申請が必要となりますので、必ず裏面をご確認ください。

今後の支給について

令和6年9月分（令和6年10月支給）までは、現行の制度内容にて支給します。
制度改革後の最初の支給日は、令和6年12月13日（金）です。

《改正後の支給金額》

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

《改正後の支払月》

支払月	支払該当月
4月	2月・3月分の手当
6月	4月・5月分の手当
8月	6月・7月分の手当
10月	8月・9月分の手当
12月	10月・11月分の手当
2月	12月・1月分の手当

お問い合わせ

丹波市 健康福祉部 社会福祉課 家庭児童相談係

電話：0795-88-5287（直通）受付時間：平日8：30～17：15

（祝日・年末年始を除く）

支給手続きについて

次にあてはまる方は申請が必要です。

下記書類を**返信用封筒にて返送**または**丹波市健康福祉部社会福祉課まで直接**提出してください。

○「認定請求書」の提出が必要な方

- (1) 高校生年代の児童のみ養育している方
- (2) 所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していない方

○「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- (1) 現在、児童手当・特例給付を受給している方
 - (2) 新たに児童手当の請求を行う方で、18歳から22歳までの子について、監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している方
- ※平成14（2002）年4月2日～平成18（2006）年4月1日生まれの子が対象です。
- ※（2）について、多子加算に該当するか確認を行うために、提出が必要です。
子が婚姻している場合や就職し収入がある場合でも、受給者が生活費の一部を負担していれば対象となります。

○「額改定請求書」の提出が必要な方

- (1) 現在、児童手当・特例給付を受給している方で、高校生年代について支給要件児童として登録されていない児童※がいる方
- ※（例）丹波市に住民票のない高校生年代の児童

※**公務員の方**は、勤務先で児童手当が支給される場合がありますので、まずは勤務先の児童手当担当者にご確認ください。

※その他、以下の変更事項があった方は届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

申請期限

令和7年3月31日（月）まで（必着）

※令和7年3月31日まで（必着）に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分まで遡って支給します。令和7年4月1日以降に申請された場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

○令和6年11月分から児童扶養手当の制度が変わります ※ひとり親家庭等対象

令和6年11月分（令和7年1月支給）から、所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

詳しくはこちらをご覧ください。 →



<丹波市HP>